

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		指定障害福祉サービス事業者等に対する監査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		障害者総合支援法、児童福祉法
条 項		障害者総合支援法第 48 条・第 51 条の 27・第 66 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 22・第 24 条の 15・第 24 条の 34
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「さいたま市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱」及び「さいたま市指定障害児通所支援等事業者等監査実施要綱」に基づき、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は自立支援給付若しくは障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に行う。
備 考		